

三滝川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の3に基づくダム洪水調節機能協議会として、「三滝川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、三滝川水系における、菰野調整池を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 協議会には代理出席を認めるものとする。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。

二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。

三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。

四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。

五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。

六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(事務局)

第6条 本協議会の事務局は三重県県土整備部河川課に置く。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 この規約は、令和4年7月29日から施行する。

令和7年7月24日改正

令和8年7月1日改正

別表 1

構成員

三重県 県土整備部 河川課長

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 副所長（設備）

三重県 三重県企業庁 水道事業課長

工業用水道事業課長

三重用水土地改良区 事務局長

三重県 農林水産部 農業基盤整備課長

オブザーバー

農林水産省 東海農政局 地方参事官

気象庁 津地方气象台 防災管理官

独立行政法人水資源機構 中部支社 施設管理課長